平成２４年（フ）第１７１号
青森県弘前市大字城東１丁目10番地９　コーポなりた102号
債務者　木村　　元
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３２４号
盛岡市玉山区渋民字岩鼻31番地３
債務者　盛田　優子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４９０号
沖縄県豊見城市字饒波45番地
債務者　桃原　博美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７９４号
北九州市門司区旧門司２丁目２番23―302号
債務者　堀川　愛子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７０号
島根県雲南市大東町須賀1510番地
債務者　岩田　　斉
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７４号
松江市上乃木３丁目12番45号　201号、前住所鳥取県米子市西福原６丁目７番25―805号
債務者　小銀　克彦
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３８８４号
東京都江戸川区東小岩１丁目31―14
債務者　山嵜　　梢（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２３号
東京都町田市高ケ坂1004番地３ハイツサザンカ105
債務者　清水　和子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３６２号
東京都日野市落川348番地ハイツ守屋202
債務者　西岡裕見子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５２号
岡山市南区浦安南町553番地２サンエアポートＮＯＤＡ207、申立時の住所岡山市南区南輝３丁目１―５第２セフティＡ棟北102
債務者　西原　一文
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５２号
岡山県加賀郡吉備中央町吉川4469番地46、旧住所岡山県倉敷市児島塩生1736番地
債務者　工藤　香代
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２０号
岡山市中区湊137番地19
債務者　相賀　理絵
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２７６号
東京都日野市旭が丘２丁目27―14―102
債務者　島影　博史
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３５９号
東京都世田谷区松原４丁目19―14　エステートピア松原Ａ棟110
債務者　平田　一彦
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３６０号
東京都立川市富士見町５丁目16－８　メゾネート５―105
債務者　笠原　一裕
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３８６号
東京都八王子市南大沢３丁目16－２　３―105
債務者　西城　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４１３号
東京都品川区勝島２丁目２―11―201
債務者　大越友加津
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部